

天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて

白 峰 旬

1. はじめに

天保7年(1836)3月、幕府は浜田藩主松平康爵、館林藩主松平斉厚、棚倉藩主井上正春の三方領知替を命じ、松平康爵(石見国浜田→陸奥国棚倉)、松平斉厚(上野国館林→石見国浜田)、井上正春(陸奥国棚倉→上野国館林)の3大名の同時転封が実施された。この三方領知替⁽¹⁾は、当該の3大名がいずれも6万石程度の譜代大名である点と、2大名については遠隔地の転封(北関東地方→山陰地方、山陰地方→東北地方)である点に特色がある。

本稿では、上記の中で松平康爵の転封における棚倉城受け取りのプロセスについて、「天保七申年、石見国浜田所替ニ付、陸奥国棚倉城請取一件、三月より」(松井松平家文書。以下、「棚倉城請取一件」と略称する)という史料⁽²⁾をもとに考察をおこなうこととする。同年の松平康爵の浜田城引き渡しプロセスについては、同種の史料をもとに別稿⁽³⁾において検討を加えたが、本稿では浜田城引き渡しプロセスとの比較についても論及していきたい。

2. 棚倉城受け取りの具体的プロセス①

～転封決定から城受け取りまで(天保7年3月～同年6月)～

松平康爵^{やすたか}の転封では、それまでの居城である浜田城を幕府上使の監督下において新城主の大名家に引き渡す作業と、新しく居城になる棚倉城を幕府上使の監督下において新城主の大名家から受け取る作業が必要であった。このいずれの作業においても松平康爵自身は江戸に所在して現地に赴いたわけではなく、浜田では現地の家臣がその任にあたり、棚倉へは家臣を派遣して対応させている。この場合、浜田城の引き渡しがおこなわれたのは、別稿で検討したように、天保7年9月であって、同年3月に転封が下命されて、即時に城の引き渡しがおこなわれたのではなかった点には注意する必要がある。そして、棚倉城の受け取りがおこなわれたのも、後述のように、同年9月であって、浜田城の場合と同様に転封の下命から約半年後のことであった。

以下、本稿では、別稿での検討方法と同様に、時系列的に棚倉城受け取りの具体的プロセスについて記すこととする(以下、特に主語を明記しない場合は、松平康爵サイドの動

向を記すものとする)。

【天保7年3月12日】(以下、【 】内の天保7年の記載箇所については年次を省略する)

松平康爵に対して、陸奥国棚倉への転封が命じられた。前述のように、この転封は、他の2大名(松平斉厚、井上正春)の転封ともリンクした同時転封(三方領知替)であった。

【4月7日】

月番老中松平宗発に御留守居が呼び出され、浜田城引き渡しの上使として、使番大久保忠良と書院番小出英美が、棚倉城引き渡しの上使として、使番内田正好と小性組菅沼右膳(実名は不明。天保7年5月20日に菅沼又吉から菅沼右膳に改名したが、本稿では菅沼右膳として統一して表記する)が、それぞれ任命された旨の書付が渡された。この点に関しては、『柳営補任』(使番の項)における大久保忠良、内田正好の記載内容とも一致する⁽⁴⁾。

『柳営補任』によれば、このほかに使番土屋貞直が同日に館林城引き渡しの上使に任命されていることから⁽⁵⁾、今回の三方領知替に関係する3大名の居城引き渡しの上使は、いずれも4月7日に任命されたことがわかる。

また、浜田城、棚倉城、館林城の引き渡しに関与する上使は、いずれも2名1組であった⁽⁶⁾、1人は使番が任命され、あとの1人は書院番、或いは、小性組であった⁽⁷⁾。別稿でも指摘したように、浜田城引き渡しプロセスの検討によれば、上使2名のうちにはランク差が存在し、使番がチーフ(主任)であり、もう1人の書院番(或いは、小性組)はサブ(補佐)という位置付けであったと考えられる。例えば、棚倉城引き渡しの上使である小性組菅沼右膳について、「棚倉城請取一件」では、「御添使」、「御副使」と表記していることはそうしたことを意味するのであろう。

【4月19日】

上使の内田正好と菅沼右膳から御留守居が呼び出され、同日付の書付(5ヶ条の一つ書き)を渡された。書付の内容は、①棚倉城受け取りの日限について、井上正春の家臣と相談して決まり次第、「日限両日程」の書付を提出すること。そして、その上で「定日」を決定し(上使から)申し渡すことにする。②棚倉城受け取りの「惣役人中姓名」の書付を提出すること。また、交代の時の武具と人数の書付も提出すること。③城引き渡し以前に、棚倉へ家臣を遣わす場合は、前もって(上使に対して)知らせること。④家臣の鎗印と惣人数の合印について(その書付を提出すること)。等の上使からの指示内容であった。

また、同日付で上使が井上正春へ出した2通の書付の写が、松平康爵に対して送付されてきた。この2通の書付は、1通は「覚」と記された27ヶ条の一つ書きであり、もう1通は「城絵図之覚」と記された8ヶ条の一つ書きであった。前者は上使からの質問項目(棚倉城の建家坪数、弓鉄砲狭間の数、代々の城主など)・提出物請求項目(棚倉城引き渡しの日程の書付、棚倉城絵図、棚倉城の住居絵図など)であり、後者は、城絵図の記載内容に関する指示項目である。ただし、27ヶ条の一つ書きは、後述のように8月17日付で井上正春が上使へ提出した回答は35ヶ条であることから、実際に上使から提示されたのは35ヶ条であり、「棚倉城請取一件」に収載する際に、8ヶ条書き落とした可能性が考えられる。

上記の上使が松平康爵（棚倉城受け取り方）に対して出した5ヶ条の一つ書きと、上使が井上正春（棚倉城引き渡し方）に対して出した27ヶ条の一つ書き及び8ヶ条の「城絵図之覚」は、別稿で検討した浜田城引き渡しのケースと全く同文であり（ただし、27ヶ条の一つ書きは、浜田城引き渡しのケースでは、9ヶ条多い36ヶ条になっている）、城受け取り方及び城引き渡し方に対して出す上使の指示内容が統一化されていたことを示している。よって、このことは天保7年の時点における、城引き渡し（城受け取り）に関する幕府（上使）の指導方針がマニュアル化されていたことの証左となろう。

なお、松平康爵と井上正春の両者間で、これ以後（4月19日以後）、上使よりそれぞれに対して出された書付等は、双方で（写を作成して）交換する旨も記されているが、こうした城受け取り方と城引き渡し方の両者間で上使からの指示内容を確認し合うということは、相互に緊密に連絡をとるという意味において注意される点である。

【6月4日】

この日、（棚倉城の）武器飾付の箇所、武器の員数、引き渡しの惣人数について井上正春の家臣に対して質問項目を提出し、後日、（井上正春サイドより）下ヶ札にて、質問に対する別紙帳面を各1冊提出する旨の回答が来た。これは、城受け取り方にとって、事前にこうした諸点を把握しておく必要があったことを示すものであろう。

【6月12日→6月16日】

上使に対して伺書を提出し、棚倉城受け取りの惣役人姓名の書付、交代の時の武具・人数の書付についてその紙質等に関する質問をおこない、その上使からの回答は、6月16日に付札にておこなわれた。

【6月20日】

井上正春の家臣へ、予て申し合わせの通り、高張提灯の「御紋」の「本絵図」を遣わした。後述のように、井上家では城引き渡し前夜に、大手門の内外共に井上家の人数の「立場」（配置場所という意味か？）へ夜が明けるまで高張提灯を灯し、松平家では城受け取りの当日に、松平家の人数の「立場」へ高張提灯を灯すことになっているので、その関係上、事前に「御紋」の図を遣わしたのであろう。

【6月20日→7月10日】

この日、井上正春の家臣へ問い合わせをしたところ、7月10日に付札によって回答がおこなわれた。問い合わせとその回答の具体的内容は、①城絵図と住居絵図について（回答：城絵図1枚と城内住居絵図1枚を提出する）、②御家中と町方の絵図について（回答：後に提出する予定）、③城引き渡しの時の惣役人の姓名の書付について（回答：すでに帳面1冊を提出した）、④城中の番所交代時の武具員数の書付について（回答：すでに帳面1冊を提出した）、⑤城引き渡し当日における上使の取り扱いの詳細について（回答：後に回答する予定）、というものであり、絵図関係と城引き渡しに関する項目であったことがわかる。このことから、城受け取り方が事前にどのようなデータが必要だったのか、という点を知ることができる。

【6月26日】

棚倉城引き渡しの日限について、9月27日、同月28日の両日程を提示し、その両日のうち、9月27日に決めたい旨の同文の書状を、松平康爵と井上正春の両者間で、互いに出して確認した（ただし、松平康爵が出した書状では「棚倉城御請取日限」、井上正春が出した書状では「棚倉城御引渡日限」と記している点は異なる）。この書状では、引き渡しの日限について、明日（6月27日）上使へ上申する予定であるとしている。

上記の両日程の提示は、事前に両家の家臣によっておこなわれた「御内談」の結果であり、上述した4月19日付の上使の指示によるものであった。

別稿での検討によれば、浜田城引き渡しについても、この日（6月26日）浜田城引き渡し方の松平康爵と浜田城受け取り方の松平齊厚の両者間で、引き渡しの日限について、9月27日、同月28日の両日程を提示しているのので、今回の三方領知替に関係する3大名間で事前に日程調整をおこなったことがわかる。つまり、「御三手」の御留守居が相談した結果、上述のように「表向」の「御使者」が相互に申し合わせたのであった。

このように、転封決定から3ヶ月以上経過して、はじめて城引き渡しの具体的な日程が提示されることになった。

【6月27日】

上使の内田正好と菅沼右膳に対して伺書を各1通出して、棚倉城受け取りの日程について、9月27日と同月28日の両日を提示し、そのうちから決定してもらうように指図を仰いだが、この日に上使に上申することは、上述のように、前日の井上正春との打ち合わせにおいて相互に確認済みであった。

なお、この日（6月27日）には、上記の伺書とは別に、家臣名で上使に対して伺書を出し、9月27日と同月28日の両日のうち、27日に決めたい旨を上申している。別稿での検討によれば、浜田城引き渡しのケースでも、この日、同様の2種の伺書を上使に出している。

このように、両日を提示した大名名の伺書とは別に、家臣名の伺書によって、両日のうちの希望日をわざわざ提示している点は、後述のように上使がその希望日通りに決定し通知していることを考慮すると、上使による日程の決定が形式的な側面を持っていたことを示している。

それから、上使に上申した日が6月27日であり、棚倉城受け取り希望日の9月27日のちょうど3ヶ月前であった点は、偶然の一致ではなく、わざわざその日を選んだとも推測される。

3. 棚倉城受け取りの具体的プロセス②

～転封決定から城受け取りまで(天保7年7月)～

【7月2日】

上使から呼び出しがあり、9月27日が引き渡し日として決定した旨の書付を渡された。この書付では、井上正春の家臣と（棚倉城の引き渡し・受け取りのことについて）申し合わすべきことと、引き渡し日が決定した旨を老中へ報告することも書かれている。そして、松平康爵と井上正春の両者間では、互いに書状を出して9月27日が引き渡し日として決定

したことを確認している。なお、後述のように、棚倉城の引き渡し・受け取りは、決定した日付通りに9月27日に行われた。

また、別稿での検討によれば、この日、浜田城引き渡し日について、9月27日に決定した旨が上使から申し渡された。そのほか、後述のように、館林城の受け取り日も9月27日であることがわかるので、今回の三方領知替に関係する棚倉城、浜田城、館林城の引き渡し日（受け取り日）は、すべて9月27日であり、江戸からの距離の差とは関係なく、同一日に設定されたことがわかり注目される。これは3大名の同時転封という性格を明確に示すものと言えよう。

7月2日には、上記以外に、井上正春の家臣が上使へ出した6月10日付の伺書2通に対して、付札によって回答されたものの写が送付されてきた。これは、上述した4月19日付で上使が井上正春に出した27ヶ条の「覚」、及び、「城絵図之覚」に関する井上正春サイドからの具体的質問と、それに対する上使からの回答を記したもの各1通（以下、前者を質問・回答A、後者を質問・回答Bと略称する）である。

質問・回答Aの内容は、提出する予定の城内住居絵図の紙の種類に関する点など11ヶ条に関するものであるが、この中には、上述の27ヶ条には含まれていない箇条（城下の侍屋敷・足軽屋敷に関する箇条、城付武具・城米に関する箇条、城中の番所交代の際の人数・武具員数に関する箇条）も含まれているので、4月19日付で上使が井上正春に出した箇条は、上述のように実際には35ヶ条であったと推測される。

なお、質問・回答Aにおいて、①棚倉城の城付武具は長柄（の槍）50筋があり、これは「数少」である、②棚倉城の城米はない、と記している点は注目される。上記①については、城付武具として長柄の槍50筋しかなく、鉄砲などが城付武具に含まれていないことから、江戸時代後期（天保期）になって、城郭の戦時運用に関する想定が稀薄化していたことを示すものと言えよう。上記②の非常用の城米が全く存在していないことについても、同様の理由が考えられる。別稿の検討によれば、同年の浜田城についても、城米3000石は存在したものの、城付武具及び城付の塩硝（火薬）は存在しなかったことから、江戸時代後期（天保期）における大名居城の武器装備は著しく減少していたことがわかる。城付武具について、戦時においてその城を防備するのに十分な量の武器というように解釈すると、棚倉城の場合、槍50本で完璧に城を防備できたか、というそのような想定はしがたいわけであって、やはり、「数少」ということになるのであろう。

質問・回答Bの内容は、提出予定の城絵図についての18ヶ条に関するものである。具体的には、上使からの回答によって、絵図の大きさは先格の通りにする、櫓名がある場合⁽⁸⁾の書き付けは先格の通りにする、門の名、堀の深さ、堀幅、本丸・二の丸等の曲輪(名)、厩、塩硝蔵（の記載）については書き付ける、などが決まった。また、「城上絵図」（幕府へ提出する絵図という意味か？⁽⁹⁾）の「仕立方」については、棟梁（大工棟梁の意味か？）へ申し付けるべきか、という質問に対して、上使は、いずれにしても分かりやすいように念を入れて仕立てるように回答している。さらに、城絵図提出の際には、絵図を袋に入れ、たうえで桐の箱に入れ、「環付紐付」（桐箱の上から紐^{ひも}をかける、という意味か？）にする

ことは先格の通りとする、としている。

このように城絵図については、上使が大きさの寸法をいちいち指示しなくても、先格の通りとすれば大名サイドに了解された点や、城絵図提出時の具体的形式・体裁も先格として大名サイドに理解されていた点が見える。これらの点については、別稿の検討によれば、浜田城引き渡しのケースでも同様であることから、天保期には、城絵図に関する先格が確立していたことがわかる。特に、譜代大名の場合、それまでに何度も転封を繰り返してきたケースが多いので、先格について周知していたものと考えられる。

なお、上記の質問・回答 A、B の具体的各項目については、別稿の検討によれば、浜田城引き渡しのケースでも同様であることから、上使からの指示項目や、それに対する大名サイドからの質問項目それ自体が、天保期に入ると、定型化していたことが窺われる。

【7月3日】

前日（7月2日）に棚倉城引き渡し日が9月27日に決定したことにより、松平康爵は月番老中松平宗発に7月3日付の届書を出して、9月27日に棚倉城を受け取り、同日に浜田城を引き渡す旨を届け出ている。また、井上正春も9月27日に館林城を受け取り、同日に棚倉城を引き渡すことを届け出ている。このほか、別稿の検討によれば、松平齊厚も9月27日に浜田城を受け取り、同日に館林城を引き渡すことを届け出ているので、今回の三方領知替に関係する浜田城、棚倉城、館林城の受け取り、及び、引き渡しはすべて9月27日におこなわれる予定になっていたことがわかる。

なお、松平康爵は、9月27日に棚倉城を受け取り、同日に浜田城を引き渡すことを月番老中松平宗発に届け出たことを記した書状を大目付初鹿野信政、目付山岡景定に対して出したほか、代官寺西蔵太に対して、9月27日に棚倉城を受け取る予定であることを書状を出して伝えている。

【7月5日→7月25日】

棚倉城での道具（武具）の飾り付けの有無について、そして、飾り付けがある場合はその員数について、井上正春サイドに問い合わせたところ、7月25日に別紙にて回答があった。その回答によると、玄関道具の飾り付けとしては、旗竿3本、旗箱1荷、鉄砲12挺、玉箱4荷、弓8張、長柄（槍）15筋、幕箱1棹というものであり、鉄砲・弓・槍などの武具が玄関（本丸御殿か？）に飾り付けられていたということになる。ところが、8月20日に井上正春サイドから再度書状が届き、この7月25日の回答は「行違之儀」であって、前々より玄関飾り付けの武器類はなかった、という在所の家臣の報告があったことを伝えてきた。

こうした経緯を勘案すると、当初7月25日の回答は国元の家臣の報告を受けずに、江戸藩邸サイドで回答し、その後、国元の家臣の調査をもとに修正回答したということになる。回答内容が当初のものと正反対になった理由は不詳であるが、或いは、武具飾り付けの古例をもとに当初そのように回答したのかもしれない。そうであるならば、具体的な時期は特定できないが、江戸時代の城郭における武具飾り付けの様子を知る手掛かりになろう。

【7月6日→7月10日】

松平康爵の家臣3人が道中宿割のため、6月下旬に浜田を出立し、近々、棚倉城下へ到着する予定なので、棚倉の国元の家臣へ通知してもらうように井上正春に対して書状を出して伝えた。これに対して、早速、在所棚倉の家臣に連絡した旨の回答が7月10日に付札に記されて伝えられた。

この場合の道中宿割とは、転封に際して浜田から棚倉への家臣の引っ越しの実施にあたり、その事前準備を示すのであろう。

【7月8日】

井上正春より、上使へ提出した種々の伺書（及び、それに対する上使の回答）の写が送付された⁽¹⁰⁾。その内容によれば、棚倉城引き渡しに関する項目が多く記載されており、棚倉城引き渡しの具体的状況が看取できる。井上正春サイドからの種々の伺書とそれに対する上使の回答により、事前に決定したことを列記すると以下のようなになる。

- [1] 城引き渡し方（井上正春）の家臣は、具足櫃・持鎗ぐそくびつもちやりそのほかの武具を「立場」（それぞれの家臣の配置場所という意味か？）に置いて、若党・草履取だけを連れていくこととする。
- [2] 諸門、役所向では、城引き渡し方の家臣は、具足櫃・持鎗そのほかの武具をその場へ置き、城の引き渡しが終了してから、（城から）出るようにする。
- [3] 城引き渡しの当日は、（上使が）城へ入る時に挨拶をおこない次第、（上使を）後に残して、城受け取り方（松平康爵）の人数を（城へ）入れる。
- [4] 城引き渡しの当日が雨天の場合は、雨具を着用させる。
- [5] 上使は、9月21日に江戸を発足し、9月25日に棚倉へ到着の予定である。
- [6] 上使が（棚倉城中を）見分する時、城中において酒や吸物を差し上げる予定であり、その際に上使より家老へ盃を与える。これは先格通りに家老に対してのみ盃を与えるものであり、筆頭家老へは内田正好より、次席家老へは菅沼右膳より盃を与える。
- [7] （上使の）城見分が済み次第、「城置附之品」（城に置いてあるもの、という意味か？）を受け取り方の家臣へ引き渡す。
- [8] 上使は見分の際には、城内をすべてまわるのか、櫓はそのところまで出て見るのか、または、（櫓を）見渡すだけなのか、という点については、「旧例」（先例）で見分した分については、すべて見分することとする。
- [9] 上使は見分の際には、外曲輪をまわるのか、という点については、「旧例」（先例）で見分した分については、すべて見分することとする。
- [10] 見分の際、家中屋敷1、2軒を見分するのは、上使の家臣が見分する。
- [11] 「先年」（この場合、前回という意味であろう）の棚倉城見分の際、（上使の）着服は羽織・袴であり、井上家では家老をはじめ「継上下」を着用したので、今回も先格の通りとする。
- [12] 先年、城引き渡し・受け取りの当日、末々の供廻り等は旅装束を着用したが、今回も先格の通りとする。
- [13] 上使が棚倉に到着した際には、旅宿において「軽御料理」を差し出すが、これは先

格により差し出すものであって、「至而軽き御料理」とすること。そのほか、上使の逗留中、特別に御馳走のような準備はしないこととする。

- [14] 棚倉において上使から渡される高札は、大手門前の制札場へ掛け、この制札場へ雨覆い・添板等を取り付けることが先格になっている。
- [15] この場所（大手門前の制札場）へ掛けた高札は、上使の城内見分が終了した後、早速（上使に）返上する。
- [16] 高札を掛けた場所を見分するため、上使が家臣を遣わして見させることとする。ただし、（城内の）見分の日に通る道にあれば、上使が見分する。
- [17] （上使による）城見分の終了後、城受け取り方が城中の内見分をおこないたい旨を言ってきた場合は、井上家の家臣が同道する。
- [18] 城引き渡しの前夜、大手門の内外共に、井上家の人数の「立場」へ夜が明けるまで高提灯（高張提灯）を灯すことについては先格の通りとする。
- [19] 城内の諸門には「名板札」（それぞれの門の名を書いた板札という意味か？）を書き付けておくこととする。
- [20] 城内の（上使による）見分終了後、先格の通り、（城受け取り方へ）前日に渡すべき所々と諸帳面、そのほか鍵などを渡す。
- [21] 内見分、及び（城引き渡し）当日は、城受け取り方の家臣は、大手一手より出入りさせる点については先格の通りとする。
- [22] 城の引き渡し・受け取りが終了した後、井上家の家臣が退去する際に、上使が家老へ指図する。
- [23] 城受け取り方である松平康爵の家臣が棚倉へ到着次第に、諸事の問い合わせについて対談したい旨を言ってきた場合は、（城引き渡し方である）井上家の家臣が対応する。

以上の諸点からは、城引き渡し・受け取りに関する具体的な状況を詳しく知ることができる。内容的には、【A】上使の行動予定に関するもの（〔5〕、〔6〕、〔8〕、〔9〕、〔10〕、〔11〕、〔13〕、〔14〕、〔15〕、〔16〕、〔22〕）、【B】城引き渡し方の行動予定に関するもの（〔1〕、〔2〕、〔3〕、〔4〕、〔6〕、〔7〕、〔11〕、〔12〕、〔13〕、〔14〕、〔15〕、〔17〕、〔18〕、〔19〕、〔20〕、〔21〕、〔22〕、〔23〕）、【C】城受け取り方の行動予定に関するもの（〔3〕、〔7〕、〔17〕、〔20〕、〔21〕、〔23〕）、というように3分類できる。

上記【A】からは、上使の棚倉到着予定日が事前に井上家へ通知されていたことや、上使の行動において先例を重視していたことがわかる。上記【B】からは、井上家が城引き渡しの当事者であるため、城引き渡しに関する具体的なシチュエーションを個々に確認していることがわかるほか、上記【A】と同様に先例を重視していることがわかる。上記【C】からは、城受け取り方が大手のみから入城することや、正式な城引き渡し日以前に、内見分をおこなう予定であることがわかる。

このように、上記の諸点で先例を重視するケースが多いことは、天保期には、城引き渡し・受け取りにおいて、個々のシチュエーションではすでに先例として確立していたもの

が多かったことを示している。この点に関連して、上記〔8〕の内容を勘案すると、旧例（先例）として、前回の見分で上使が棚倉城の城内のどこを具体的に見分したのか、という記録が幕府側、或いは、大名側（城主側）に残されていたということになる。

また、上記〔1〕～〔23〕の諸点のうち、〔7〕、〔21〕以外の諸点は、別稿の検討によれば浜田城引き渡しのケースでも引き渡し大名方からの同様の質問項目と上使からの同様の回答が記されているので、こうした質問→回答というやりとり自体（その質問内容と回答内容も含めて）が天保期には定型化されていた、と考えられる。

なお、上記〔21〕に関連して、棚倉城引き渡し当日、混雑を避けるため、受け取り方の家臣は大手門一方から出入りさせ、引き渡し方の家臣は北一門一方から出入りさせたい旨について、文化年間の浜松城引き渡しの時の先例（受け取り方は大手門一方より出入りし、引き渡し方は明光寺門一方より出入りした）を付記して、井上正春サイドから上使に伺書を提出している（この伺書に対する上使からの回答は8月3日に付札によっておこなわれたが、具体的な回答内容は不詳である）。このように、城引き渡しにおいて、受け取り方と引き渡し方が出入りする門を使い分ける点と、受け取り方（新城主の家臣）は大手門から出入りする点がわかり興味深い。

【7月14日→8月2日】

上使に対して伺書4通を出して、棚倉城受け取りに関する諸点を問い合わせ、8月2日に、付札によって上使からの回答がなされた。この回答によって、決まった項目は以下のようになる。

- 〔1〕 城受け取りの家臣は、持鎗・具足櫃以外は武器を城下に残しておき、若党・草履取だけを連れて行く。
- 〔2〕 諸門・役所を受け取る家臣は、その場所まで持鎗・具足櫃を持たせて行く。
- 〔3〕 内見分の終了後、井上正春の家臣と松平康爵の家臣が申し合わせ、(城引き渡しの)前日に受け取るべき分は、内受け取りをする。
- 〔4〕 城の受け取り・引き渡しが終了した後、先格に従い、上使に対して旅宿において御料理を差し出す。
- 〔5〕 城の受け取り・引き渡しが終了した後、城内において、上使より家老へのみ盃を与えるが、筆頭家老へは内田正好より、次席家老へは菅沼右膳より盃を与える。
- 〔6〕 内見分（の日）と（城受け取りの）当日は、城受け取り方の人数が、大手一方より出入りすることについては、先格の通りとする。
- 〔7〕 棚倉城受け取りの当日は、松平康爵方の人数の「立場」に高張提灯を灯す。
- 〔8〕 城引き渡し当日が雨天の場合は、雨具を着用する。
- 〔9〕 注進状（上使から幕府に対して城の引き渡しが終了したことを報告する内容と思われる）へは、引き渡しの「刻限」（時刻）は記されない。
- 〔10〕 上使の江戸出立の期日、供回りの惣人数とその姓名、等については、後日別紙にて松平康爵方へ知らせる。

以上の諸点からは、棚倉城受け取りに関する具体的状況が看取できるが、正式な城引き

渡し日の前日に内受け取りをする場所がある（上記〔3〕）、城受け取り終了後、城内において上使より家老に対して盃が与えられ、上使は旅宿では料理を差し出される（上記〔4〕、〔5〕）、城受け取り方の人数は大手より出入りする（上記〔6〕）、城受け取りの当日、人数の「立場」に高張提灯を灯す（上記〔7〕）、などの点は注意される。

上記〔4〕、〔5〕に関連して、別稿で検討した浜田城引き渡しのケースと棚倉城引き渡しのケースとの比較をまとめると、表1のようになる。表1を見るとわかるように、城引き渡し方大名による上使への応接の内容は共通しているので、天保期にはこのような応接の仕方が定型化していたと思われる。なお、城受け取り方大名による上使への応接の仕方については、今後、他城のケースとの比較が必要であろう。

上記〔6〕については、城引き渡し方（旧城主サイド）が大手を使用せず、城受け取り方（新城主サイド）が大手を使用して出入りする、ということがわかる。

上記〔7〕については、城受け取り方（松平家）では、城受け取りの当日（当日の夜ということであろう）、人数の「立場」に高張提灯を灯すということがわかるが、上述のように、城引き渡し方（井上家）では、城引き渡しの前夜に、大手門の内外と人数の「立場」に夜明けまで高張提灯を灯すことになっている。よって、城引き渡しの前夜に旧城主方の家紋入りの高張提灯が灯され、城受け取りの当日の夜に新城主方の家紋入りの高張提灯が灯される、ということになり、城主が城引き渡し当日を境に交代したことを周囲に知らせる効果もあったと思われる。ちなみに、別稿の検討によれば、浜田城引き渡しのケースでも、城引き渡しの前夜に大手前と人数の「立場」に高張提灯を灯す、としているので、天保期には、城引き渡しに際してこのように高張提灯を灯すことが定型化していたと思われる。

そのほか、7月14日には、棚倉城受け取りを担当する家臣が7月中旬頃より浜田を出立し、それ以降、他の家臣も引き続き引越す旨の届書を、上使に対して提出している。これは、上述のように、4月19日付の書付で上使より、棚倉城引き渡し以前に棚倉へ家臣を遣わす場合は、前もって上使に知らせることを指示されたことによるものである。

なお、松平家では、上述の上使に出した伺書や届書の写を井上家に遣わしているので、このことから、両家の間で緊密に連絡をとって、事前に城引き渡し・城受け取りの具体的状況を相互に関知できるようにしていたことがわかる。

【7月26日】

棚倉城受け取りに関して、井上家の家臣に対して、それ以前に書状にて問い合わせたところ、下ケ札にてその回答がなされた⁽⁴¹⁾。問い合わせとその回答の具体的内容は、①以前に上使より渡された書付（上述した4月19日付の27ヶ条の「覚」を指すと思われる）への回答、城引き渡しの担当家臣の姓名についての書付、交代の時の武器・人数についての書付、等については、すでに上使へ提出したのか（回答：未だ完成せず提出していない。来月〔8月〕上旬には提出したいと考えている。提出する前後の時期に松平家へ知らせる予定である）、②棚倉で「前日御渡」（引き渡しの前日の内受け取りのことか？）の行列書きが完成しているのであれば拝見したい、また、いまだ完成していないのであれば、文化

年間（文化14年に井上家が浜松から棚倉に転封した時のことを指すと思われる）の先例を拝借したい（回答：「前日渡」の行列書は作成する予定はない。〔文化14年の〕棚倉城受け取りの際には、行例はなかった。よって、この件については断ることとする）というものであった。

この内容からすると、井上家では7月26日の時点で、いまだ上使への回答をおこなっておらず、8月上旬提出予定としていることから、4月19日付の上使による指示から3ヶ月以上経過しても、いまだ回答していなかったことになる。ちなみに、別稿の検討によれば、浜田城引き渡しのケースでは、松平家は7月9日付で上使に対して御答書等の書付を提出しているので、それに比べれば幕府への回答が遅れている、という感がする。

【7月29日】

棚倉城受け取りを担当する家臣が7月中旬頃より浜田を出立し、引っ越しをする家臣についても、引き続き（棚倉へ向けて）遣わす旨を井上正春へ通知した。これは、上述した7月14日付で上使に対して出した届書と同内容である。

4. 棚倉城受け取りの具体的プロセス③

～転封決定から城受け取りまで（天保7年8月～同年9月）～

【8月3日】

棚倉城請取役人姓名覚帳1冊、棚倉城中番所入代之節、武具并人数之覚帳1冊、棚倉城受取人数帳面1冊、棚倉城受取方行列帳1冊などを井上家に提出した。これらは、棚倉城受け取りに際しての担当家臣の姓名、受け取り人数と行列、城中の番所交代時の武具・人数について記されたものであり、松平家では、8月3日の時点で、こうした棚倉城受け取りに関する準備が整っていたことがわかる。

【8月17日】

井上正春より上使に対して、上述の4月19日付で出された指示内容への回答（35ヶ条の一つ書き）が8月17日付で提出された。その回答内容をまとめると、表2のようになる。表2を見るとわかるように、棚倉城絵図、城内の住居絵図の提出をはじめ、建家坪数、堀の深さと堀幅、弓・鉄砲狭間の数など、棚倉城に関する詳細な情報が上使に対して開示されていることがわかる。

その中でも、建家坪数の項目を見ると、本丸と二の丸の坪数しか記されていないので、棚倉城の正保城絵図に記載がある三の丸については、棚倉藩（井上家）としては、城域として認識していなかったことがわかる。このように、こうした性格の史料は当該期の藩サイドで、どこまでを城域として認識していたのかを知るうえで有効な史料と言えよう。また、「棚倉城請取一件」に引用されている棚倉城引き渡しの惣役人中の姓名（別紙帳面）をもとに考えると、棚倉城引き渡し方（井上家）の人数は162人であり（足軽55人、中間36人を含む）、後述のように、棚倉城受け取り方（松平家）の人数は116人であるので、両方を合計すると278人が棚倉城引き渡し・受け取りの当日に、棚倉城に配当される計画であったことになる。

城付武具については、別紙書付2通を提出したとしているが、「棚倉城請取一件」にはその内容（別紙書付）に関する史料引用がされていないので、城付武具の具体的種類と数量については不詳である。塩硝（火薬）について、前々より城付の塩硝はない、としている点は注目される。別稿で検討したように、天保7年の時点では浜田城の城付武具がなかったことも勘案すると、天保期においては城付武具や城付火薬の存在意義が形骸化し、それらを城内に常置しておく必要性が低下していたケースも存在したことがわかる。

そのほか、上述の4月19日付で出された城絵図についての指示内容（「城絵図之覚」）への回答（8ヶ条の一つ書き）も8月17日付で提出された。それによると、棚倉城の櫓数・門数については、櫓5ヶ所（ただし、名はない）、門8ヶ所（追手門、南門、北一之門、本丸升形門、玄関前櫓門、北二之門、同所升形門、埋門）としているが、櫓5ヶ所の櫓名がない⁽¹²⁾、という点は注意される。実際には櫓名があるにもかかわらず、幕府へは櫓名がないと虚偽報告したのでなければ、当該期には特に櫓名を付けないケースがあったことになり、櫓の名前は必ず付いているものという固定観念はなくす必要があるのかも知れない（別稿の検討によれば、浜田城でも1ヶ所しかない櫓の櫓名はない、としている）。また、絵図には、寺の院号・寺号、町々の名、札場（制札場）も絵図に記載する、としているので、城郭部分のみを描いた絵図ではなく、城下も含めて描かれた絵図であったことがわかる。

なお、8月17日付で上使へ回答提出していることからすると、4月19日付で上使が指示を出してから約4ヶ月後に回答を提出したことになる。

【8月19日】

上使に対して、御答書1通、城中番所入代之節、武具并人数書1冊、城請取役人姓名書1冊（棚倉城受け取り担当の家臣116人の役職と氏名が記載されている）、家来鎗印合印帳1冊を提出した。これは、上述した4月19日付で上使より渡された書付（5ヶ条の一つ書き）による指示内容への回答であり、上使から指示が出されてから丁度4ヶ月後に提出したことになる。指示とその回答の具体的内容は、①棚倉城受け取りの日限について「日限両日程」の書付の提出について（回答：この日限のことについては、すでに書付を提出済みである）、②棚倉城受け取りの「惣役人中姓名」の書付、及び、交代時の武具と人数の書付の提出について（回答：別紙帳面を提出する）、③これまでの御預ケ人の有無について（回答：御預ケ人はない）、④城引き渡し以前に、棚倉へ家臣を遣わす場合は、前もって（上使に）知らせることについて（回答：承知した）、⑤家臣の鎗印と惣人数の合印について（回答：別紙帳面を提出する）というものであり、この中の②、⑤については、上述のように、この日、各1冊提出している。

このように、城受け取り方（松平家）の大名から上使へ提出した書付等は、城引き渡し方の大名（井上家）から上使へ提出した書付等（後述）よりも量的にかなり少なかったことがわかる。この点を考慮すると、城引き渡し方の大名の方が城受け取り方の大名よりも、上使への提出物の種類や量が多いことから事前に準備すべき仕事量が多かったということになる。ただし、今回のように三方領知替（3大名同時転封）では、3大名がそれぞれ城

引き渡しと城受け取りの準備を同時に並行して進めなくてはならなかったので、3大名の負担は同じであったと思われる。

【8月21日】

井上家の家臣が種々の「書面」を持参して「用談」があった。この時、持参されたものは、(a)棚倉城御引渡当日絵図2枚、(b)同人数立場絵図1枚、(c)御双方人数立場絵図1枚、(d)御着之節御道筋絵図1枚、(e)御内見分之節御道筋絵図1枚、(f)御相談書之御答書2通、(g)御問合書之御答書1通、(h)上使方より御尋之御答書1通などであった。

この中で(a)～(e)は棚倉城関係の絵図であり、(a)は棚倉城引き渡し当日の絵図2枚としているので、上使2人分の引き渡し当日用の絵図であろう。(b)は引き渡し当日の井上家の「人数立場」(城内における人数の配置場所という意味か?)を描いた絵図、(c)は松平家、井上家の「人数立場」を描いた絵図であろう。(d)は上使が棚倉に到着した際の「道筋」(棚倉城や上使が宿泊する予定の旅宿までの道筋ということか?)を描いた絵図、(e)は上使が棚倉城内を見分する際の城内の「道筋」を描いた絵図であろう。(c)については、城引き渡し方・受け取り方の両家の人数配置場所を事前に決めてそれを記載した絵図を作成して準備していたことがわかる。(e)については、別稿での検討によれば、浜田城引き渡しでも同種の絵図が作成され上使へ提出されている。

(f)、(g)は、松平家からの相談や問い合わせに対する井上家からの回答内容を記した書付を指し、(h)は、上述の8月17日付で井上正春が上使に対して出した回答の書付の写しを指している、と考えられる。

このように、城受け取り方の松平家では、城引き渡し方の井上家から上使に対して提出した書付の内容を把握していたことがわかるとともに、両家の間で不明な点については、具体的に応答して対応していたこともわかる。

【8月23日】

家臣3人と小役人を近日棚倉へ遣わし、そのほか受け取り担当の家臣と引っ越しをする者も近々棚倉へ遣わす旨の届書を上使に提出した。そして、この内容と同文面の書状を井上家に対しても出している。

【9月12日】

上使より棚倉出張の予定について、①棚倉城引き渡しの定日はすでに9月27日と決まっているが、道中の支障により上使の棚倉到着が遅れた場合は、そのことを棚倉へ伝えて、棚倉へ到着次第に棚倉城引き渡しの定日を変更する予定である、②上使は9月21日に江戸を出立し、道中5日の予定で、同月25日棚倉へ到着する予定である、ということが通知された。また、9月21日の江戸出立から10月4日の江戸帰着までの上使の出張予定における各日の宿泊地についても通知された。それによると、棚倉に宿泊するのは、9月25日と同月26日だけであることがわかる。これは、上述のように棚倉到着予定が9月25日であるので、その日の夜と翌日の夜はそれぞれ棚倉に宿泊し、27日は引き渡しが済んで、後述のように即日で棚倉を出立するため、27日の夜は棚倉には宿泊しない、という計画によるものであった。なお、この出張予定を見ると、上使は城引き渡し後、棚倉を出立してすぐに江

戸へ帰るのではなく、帰路で日光に立ち寄ってから江戸に帰る予定になっている。

このように、上使の棚倉出張予定について、上記のような細かい日程が、上使の江戸出立前に松平家に対して通知されている点は注目される。また、棚倉城引き渡しの定日は、あくまで予定日であって、事情により上使の棚倉到着が遅れた場合は変更も有り得た、という点も注意される。

【9月15日】

9月15日には、上使である内田正好と菅沼右膳が江戸城に登城し、棚倉へ赴くための暇^{いとま}を將軍家齊から与えられた。この点については、『徳川実紀』天保7年9月15日条⁽¹³⁾の記載とも一致する。後述のように、上使が江戸を発足するのは9月21日であるので、その6日前ということになる。

ちなみに、『徳川実紀』天保7年9月15日条⁽¹⁴⁾によれば、同日には館林城引き渡しの上使2人（使番土屋貞直、西丸小性組瀧川絨太郎）も同様に館林へ赴くための暇を將軍家齊から与えられた。

【9月20日】

上使2人に対して暇乞のため、松平康爵自身が「御直勤」すべきところ、風邪のため使者を遣わした。そして、棚倉において家臣へよろしく指図してくれるように頼んでいる。

【9月21日】

この日、上使2人が棚倉へ向けて江戸を出立した。棚倉への到着は、後述のように9月25日であるので、棚倉まで3泊4日の旅程ということになる。

5. 棚倉城受け取りの具体的プロセス④

～城受け取りの実施（天保7年9月）及び受け取り以後（同年9月以降）～

【9月25～27日】

上使が9月25日に棚倉へ到着した。上使が棚倉城を見分した日については、「棚倉城請取一件」には記載がないが、後述のように城引き渡しと同月27日であることから、その前日にあたる26日におこなわれた可能性が高い。27日の朝には井上正春の家臣より松平康爵の家臣へ城引き渡し・受け取りおこなわれ、上使は即日棚倉を出立した（ちなみに、上使が城引き渡し終了後即日に現地を出立した点は浜田城引き渡しのケースも同じである）。なお、上使2人のうち、菅沼右膳が病気のため旅宿に残り、もう1人の上使である内田正好1人で城引き渡しに立ち会った。

9月27日付で内田正好より同日朝に棚倉城引き渡し・受け取りが終了した旨の書状が松平康爵に対して出されたが、菅沼右膳からは、こうした内容の書状は出されなかった。

これ以外の棚倉城引き渡し・受け取りに関する詳しい点については、「棚倉城請取一件」に詳細な記載がないため不詳である（ただし、棚倉城引き渡し・受け取りの詳細を記載した別帳が存在した可能性はある）。

【9月晦日】

棚倉城の引き渡しが終了した旨の飛脚が到来した。それを受けて、9月27日に棚倉城を

無事、井上正春の家臣より受け取ったことを月番老中へ届け出ることについて、井上正春の御留守居に対して使者を遣わして伝えた。9月晦日付で月番老中松平乗寛へ提出した届書には、9月27日に棚倉城を上使内田正好の引き渡しにて、井上正春の家臣より受け取ったことを記している。この届書では、城引き渡しに関与した上使は内田正好1人であったことが明記されている点は注意される。また、内田正好の引き渡しにて、というのは、上使が棚倉に到着した日から城引き渡しの当日まで（9月25～27日）の期間、棚倉城が公儀（幕府）の管轄下に置かれ、その状況下から新城主である松平家に引き渡され、同家が受け取る、ということの意味するものであろう。

今回のように、上使1人が病気のため城引き渡しの監督の職務を果たせなかったケースを考慮すると、上使が2人が派遣されるのは、こうした不慮の事態を想定したことによるものとも考えることもできる。

9月晦日には、上述のように届書を月番老中に提出したほか、同内容の届書を大老井伊直亮・本丸老中・西丸老中へ合計7通、本丸若年寄・西丸若年寄へ合計9通、京都所司代・大坂城代へ各1通、大目付・目付へ各1通、御三家へ各1通を提出した。ただし、これらの届書では、菅沼右膳も含めた上使2人が引き渡しに関与した、と記している点は、月番老中に提出した届書の文言と異なっている。これは、実際には病気により城引き渡しに関与していなくても、表向きは上使2人が引き渡しに関与したという体裁をとったものかも知れない。

このほか、井上正春に対して、棚倉城受け取りが無事終了したことについて御留守居が御礼の使者として遣わされた。

【10月1日】

10月1日に上使2人が江戸に帰ったが、これは上述した9月12日段階での当初の江戸帰着予定よりも3日早くなったことになる。

【10月15日】

この日、上使2人のうち内田正好が、江戸に帰っての將軍家斉に対する御目見を済ませた。この点については、『徳川実紀』天保7年10月15日条⁽¹⁵⁾の記載とも一致するが、同日条には菅沼右膳については將軍への御目見をおこなったということは記されていない。この將軍への御目見によって、棚倉城引き渡しの上使としての役目は終了したことになるが、菅沼右膳が御目見をおこなっていないということは、上使としての役目を果たせなかったことを意味している。

ちなみに、『徳川実紀』の同日条によれば、同日には館林城引き渡しの上使2人も同様に館林から江戸に帰り將軍家斉に対する御目見を済ませた。

【10月28日】

10月28日に代官寺西蔵太より棚倉城付郷村（棚倉領陸奥・常陸国郷村）の引き渡しが終了し、この旨を月番老中大久保忠真へ11月4日付で届け出た（勝手掛老中大久保忠真が今月は月番老中であるため、本来は月番老中と勝手掛老中に各1通を提出すべきところ、今回は届書は1通で済んだ）。また、大目付初鹿野信政、目付村瀬重候、勝手方勘定奉行明

楽茂村、同矢部定謙などへも届け出て、井上正春へも通知した。また、11月4日付で上使2人のうち内田正好へも同様に届け出ているが、菅沼右膳に対しては、棚倉城へ上使として入城していないという理由で（「御城入無之二付」）届け出していない。このことは、菅沼右膳が、病気のため棚倉城へ入城して上使としての職責を果たせなかったため、11月4日の段階では松平家サイドから見て上使として見なされていないことを示している。

【12月10日】

12月10日に代官寺西蔵太より陸奥国檜葉郡の郷村引き渡しがあり、受け取ったことについて、月番老中松平乗寛に12月26日付の届書を提出して報告した。また、大目付初鹿野信政、目付村瀬重候、勝手方勘定奉行明楽茂村、同矢部定謙などへも届け出た。

【天保8年4月9日】

棚倉城引き渡しの上使内田正好に対して刀を進呈した。これは、本来であれば、内田正好が棚倉から江戸に帰って將軍への御目見が済んだあと、御祝いを申し上げた上で贈るべきであったが、仮住居が手狭のうえ、御目通りが差し控え中であつたので延期され、この時期に贈ることになった。ただし、もう一人の上使であつた菅沼右膳については、贈るための刀は完成したものの、旅中病気により、棚倉城引き渡しにおいて上使としての職責を果たせないまま江戸に帰ってきたので、贈らないことになった。

このように、城受け取り大名から見て、職責を果たした上使と、果たしていない上使に対する扱いに格差をつけている点は当然であるが、上使の職責を現地で果たせなかった時点で上使としての資格を失ったと見るべきなのかも知れない。

浜田城引き渡しのケースと比較すると、松平康爵は浜田城引き渡しの際には上使に対して刀を贈っていないので、城引き渡しに比較して城受け取りの方が大名にとって重要な意義を有するものであつた、と解釈できる。

6. 棚倉城引き渡しのプロセス、及び、上使の役割についての検討

本稿で検討した天保7年の松平家による棚倉城受け取りのプロセスをもとに考えると、城引き渡し方、城受け取り方ともに、棚倉城引き渡し・受け取りの際には大名自身は江戸に所在して棚倉には赴かず、両家の家臣同士で対応したのであり、天保期においては、城受け取りは儀式化（セレモニー化）していたという印象を受ける。これは、大名改易にもなう緊張的状況下にある城受け取りとは異なり、平時における単なる転封に際しての城受け取りという点に起因するものと思われるが、時代的に考えても、城引き渡し・受け取りに関する先格（先例）が確立しており、先格を踏襲して城引き渡し・受け取りという儀式を滞りなくおこなうことが重要である、という意識が幕府側（上使）にも大名側にも窺われる。この点は棚倉城引き渡しをおこなった井上家のケースも同様であり、別稿で検討した同年の浜田城引き渡しにおける松平家のケースも同様であつた。

いつの時代にこうした先格が確立したのかという点については今後の検討課題であるが、城引き渡し・受け取りのプロセスを検討してわかつたことは、城引き渡し・受け取りの実施までの期間（後述の表3からわかるように、棚倉城の場合は4～9月、浜田城の場

合は4～8月)における上使との事前の打ち合わせ(=対幕交渉)に、多くの時間と労力を費やしている点である。そして、城引き渡し・受け取りそのものは、先格を踏襲して型通りに迅速に済ませている(浜田城引き渡し、棚倉城引き渡しのケースでは、上使の現地到着から発足までの日数は3日間である)。このように、事前交渉に多くの時間をかけて、本番の実施行為そのものは短期間に済ませるというパターンは、城郭修補許可制と同様であり(ちなみに、上使〔幕府〕へ提出する城絵図が正式な絵図と控絵図の合計2枚という点も城郭修補許可制と同じである)⁽¹⁶⁾、その意味では、城引き渡し・受け取りには幕府への服属行為としての側面が含まれていたように思われる。

別稿で検討した浜田城引き渡しのプロセスと、本稿で検討した棚倉城引き渡しのプロセスとを比較すると表3のようになるが、表3を見ると、両プロセスにおいて、転封決定、上使決定、城引き渡し大名への書付等提出の指示、城引き渡し日程の上使への上申、城引き渡し日の決定、上使の現地到着、城引き渡しの実施、上使の現地出立の各日付については、いずれも同一の日付であることがわかる。これは偶然によるものではなく、幕府側が作成したタイムスケジュールに沿った結果、このようになったものと思われる。つまり、今回の転封が三方領知替(3大名同時転封)という形であったため、幕府としては、城引き渡し・受け取りの実施日を含めて、3大名のタイムスケジュールを同時に動かす必要があったと考えられる。その意味では、史料的な裏付けを今後とる必要があるものの、上記の浜田城と棚倉城の両プロセスにおいて一致した日付と、館林城引き渡しのプロセスにおけるそれらの日付とは同じであった可能性が高い。本稿では三方領知替のケースを扱ったが、今後は2者間の大名の転封プロセスにおいて、こうした日程が一致するのかどうかという点を検討する必要がある。

本稿の検討により明らかになった上使の仕事内容としては、①城引き渡しまでの期間において、事前に大名(城引き渡し方・城受け取り方)に指示するとともに大名からの問い合わせに答える、②城引き渡し実施にあたり、江戸より現地に赴き、城引き渡し当日には城に入って、城引き渡し・受け取りの監督をおこなう、③江戸に帰ってからは江戸城に登城して、将軍への御目見をおこない、城引き渡し・受け取りが終了したことを復命する、という3点が重要な仕事であったことがわかる。よって、この3点の仕事を完遂してはじめて上使としての職責を全うできるのであって、上述のように、棚倉城引き渡しの上使2人のうち、菅沼右膳が病気のため上記②の監督業務をおこなうことができず、その結果、上記③の将軍への復命もおこなえなかったため、江戸帰着後は松平家(城受け取り方大名)から上使として見なされなかったことは当然であった。

上記②に関連して、大名からの接待関係では、(a)上使が現地に到着した日(1日目)に、城引き渡し方の大名から旅宿において軽い料理が出された、(b)上使が城見分をおこなった日(2日目⁽¹⁷⁾)には、城見分の時に城中において、城引き渡し方の大名から酒と吸物が出され、この時、上使より家老に対して盃が与えられた、(c)城引き渡し(城受け取り)がおこなわれた日(3日目⁽¹⁸⁾)には、城受け取り終了後、城内において城受け取り方の大名から酒が出され、この時、上使より家老に対して盃が与えられた、(d)そして、こ

の日、城受け取り終了後、旅宿において城受け取り方の大名から軽い料理が出された、ということがわかった。

これらは先格によるものであったので、こうした接待マニュアルが天保期にはすでに成立していたことになるが、上使は棚倉での滞在期間3日間のうち、1日目と2日目は城引き渡し方の大名から、3日目は城受け取り方の大名から接待されたことがわかる。そして、城内では酒を出すのみで、料理は旅宿で出すということもマニュアルになっていたであろう。

そのほかに上記②に関連する点では、城引き渡し・受け取りが終了した後、城引き渡し方の家臣が城から退去する際に、上使が城引き渡し方の家老に指図することも重要な役目であろう。また、上使が高札を持参して現地（棚倉）入りし、その高札を城引き渡し方の家臣に指示して大手前の制札場に掛けさせ、上使の城見分が終了した後、この高札を上使に返却させる（高札を掛けた場所の見分は上使の家臣がおこなう）という点も重要である。つまり、高札が出ている期間は、上使が到着した日と、上使が城見分をおこなった日の2日間のみであるが、城見分が終了次第に高札を上使に返却するという意味は、前城主と新城主の間の期間（2日間だけだが）は、幕府上使がその城と町を管理下に置いた期間であり上使の城見分が終了したあとは、新城主に支配権が移行するので、幕府権力の行使を示す高札は取り外して上使に返却するという意味なのである。

上使2人の構成については、「棚倉城請取一件」には、菅沼右膳について「御副使」（ほかに、「御添使」という表記も見られる）と表記している点は注目される。このことは、上使2人はそもそも同格なのではなく、主導的役割を果たす正使とその補佐としての副使に分けられる、ということを示している。棚倉城引き渡し・受け取りのケースでは、内田正好が正使、菅沼右膳が副使であった、ということになり、このランク差は、幕府での役職が内田正好が使番、菅沼右膳が小性組であったことを考慮すると首肯できるものである。

7. おわりに

本稿で考察対象とした「棚倉城請取一件」の史的意義についてまとめると、松平家の浜田から棚倉への転封にあたって、棚倉城を受け取る際のプロセスを、転封決定から棚倉城受け取りを経て、上使帰府後の將軍への復命までを時系列にまとめた史料であり、「棚倉城請取一件」自体が、転封に際しての城受け取りマニュアルとしての性格を持っていたことがわかる。なおかつ、「棚倉城請取一件」には、城受け取り方の松平家の関係史料だけでなく、城引き渡し方の井上家の関係史料も豊富に収録されているので、棚倉城受け取りだけでなく、棚倉城引き渡しに関してもその状況を具体的に知ることができる。

そして、「棚倉城請取一件」と別稿で扱った浜田城引き渡しに関する松平家の史料である「浜田城引渡帳」とを比較対照して内容検討をおこなうと、天保7年に松平家がおこなった浜田城引き渡しと棚倉城受け取りの両方の具体的状況が把握できる。「棚倉城請取一件」作成の経緯については、松平家において今後のさらなる転封に備えてのマニュアル作

成という意図があったことは容易に推察できるが、藩におけるアーカイブズ（文書管理）という視点からマクロ的に見た場合、行政文書として作成し保存が計られたものと思われ、その意味では、大名家にとっての城受け取りが転封に際しての行政執行という側面を色濃く反映したものであったと見なされよう。

今後の検討課題としては、転封決定の日付と城引き渡し・受け取り日付とのタイムラグをどのように解釈すべきか、という点がある。例えば、棚倉転封のケースでは、転封決定は天保7年3月12日であり、棚倉城引き渡し・受け取りが同年9月27日であるので、転封決定から実際の城引き渡し・受け取りまで約半年のタイムラグが存在したことになる。つまり、この半年間の棚倉藩主は、井上家（旧城主）であるのか、或いは、松平家（新城主）であるのか、という問題が出てくることになり、この点についてヒントとなるのが、同年9月に井上正春が幕府に提出した領内の大風雨による被害届の記載である。この被害届（届書）には、「私元在所奥州棚倉」（下線引用者）、「常陸国元領分之内」（下線引用者）と記載してあるので、同年9月の時点では、すでに転封決定（転封発令）後であるため「元在所」（或いは、「元領分」）として認識していたことがあきらかになる。

ところが、この届書の末尾には、「移処以前之儀ニ付、此段御届申上候」（下線引用者）と記されていることから、同年9月の時点（この届書が提出されたのは、棚倉城引き渡しを実施された9月27日以前であると推測される）では、棚倉城引き渡しをはじめとした実際の転封作業は始まっていなかったため、「移処以前」という表記になったのであろう。そもそも、このような領内の被害届を幕府へ提出すること自体が、いまだ領内の実効支配をおこなっていたことを示しており、こうした点を考慮すると、転封発令の月日≠転封実行の月日ということになる。つまり、上記のタイムラグの期間は、形式上は現有の所領ではなくなっていたものの、城引き渡しがおこなわれるまでは、家臣の新領地への引っ越しも完了しておらず、実効支配をおこなっていたということになる。よって、今後はこうしたタイムラグの問題と実効支配上の乖離の問題について、他の転封のケースをも勘案して考察する必要があるが、この点の検討については他日を期したい。

註

- (1) 三方領知替とは、『国史大辞典』によれば、「近世における譜代大名の転封の特殊な一形態で、三名の大名のあいだで行われる転封形式」としている（『国史大辞典』6巻、吉川弘文館、1985年、609～610頁）。なお、『国史大辞典』では三方領知替の事例として、近世において7回（延享4年〔1747〕、寛延2年〔1749〕、宝暦12年〔1762〕、文化14年〔1817〕、文政6年〔1823〕、天保11年〔1840〕、弘化2年〔1845〕）あった、としているが、本稿で扱う天保7年の事例も加えるべきであろう。
- (2) 松井松平家文書（国立公文書館蔵）。この「棚倉城請取一件」については、名城大学法学部教授の谷口昭先生が作成された名城大学・法制史研究会のホームページ上の転封史料（文字データ）の「松井松平家文書（浜田藩・棚倉藩）」（<http://www.hou>

1.meijo-u.ac.jp/housei 2 /tenpo/t_matsui/matsui_index.htm) を閲覧させていただいた。
この点について、この場を借りて深謝する次第である。

- (3) 拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」(『別府大学大学院紀要』8号、別府大学、2006年、に同時収載)。以下、別稿として略称する。
- (4) 『柳営補任』3巻〈大日本近世史料〉(東京大学出版会、1964年、214頁)。
- (5) 前掲註(4)に同じ。
- (6) 館林城引き渡しの上使は、『続徳川実紀』天保7年9月15日条によれば、使番土屋貞直と西の丸小性組の瀧川絨太郎であった(『新訂増補国史大系』49巻、吉川弘文館、1999年、278頁)。
- (7) 使番が両番(書院番、小性組番)とともに、「城郭の受取・引渡しの際の監理などに任せられ」たことについては、すでに『国史大辞典』9巻(吉川弘文館、1988年、711頁)において指摘されている。
- (8) このような書き方をしているということは、櫓名がないケースもあったということになる。
- (9) 「上絵図」とは「下絵図」の逆の用法であるとも考えられる。
- (10) 「棚倉城請取一件」の7月8日条には、同日以降の日付の伺書や上使からの回答も含まれているが、これは「棚倉城請取一件」編纂の過程で、便宜上、7月8日条のところに収めたと考えられる。
- (11) 「棚倉城請取一件」の7月26日条には、「昨年より手紙ニ而問合遣置候^(ママ)処」と記されているが、「昨年」というのは「昨月」の誤記であると考えられる。
- (12) ただし、「棚倉城請取一件」に引用されている「棚倉城中番所入代人数并武具員数覚」(表2の中の19に該当する)には、太鼓櫓という名称が見える。
- (13) 前掲『新訂増補国史大系』49巻(278頁)。
- (14) 前掲註(13)に同じ。
- (15) 前掲『新訂増補国史大系』49巻(279頁)。
- (16) 拙著『日本近世城郭史の研究』(校倉書房、1998年、211頁)。
- (17) 「棚倉城請取一件」には、上使が城見分をおこなった月日については記載されていないが、別稿で検討した浜田城引き渡しのケースでは、上使による城見分は現地到着の翌日(城引き渡しの前日にあたる)におこなわれたので、棚倉城引き渡しのケースでも同様であった可能性が高い。ちなみに、棚倉城引き渡しの前日には、上使の城見分終了後、受け取り方家臣による城中の内見分(この際、城引き渡し方の家臣が同道する)がおこなわれ、そのあと、内受け取りとして、前日に受け取るべき箇所を受け取りがおこなわれることが事前に決定していた。
- (18) この日に上使は即日現地を出立した。

表1 城引き渡し方大名、城受け取り方大名による上使への応接

	城引き渡し方	城受け取り方
浜田城のケース	浜田到着の日 →軽料理（旅宿）■ 城見分の時 →酒と吸物（城下）▼	※史料的制約により 不詳
棚倉城のケース	棚倉到着の日 →軽料理（旅宿）■ 城見分の時 →酒と吸物（城中）▼	城受け取り終了後 →軽料理（旅宿）■ 城受け取り終了後 →酒（城内）▼

【凡例】

- ▼…上使より家老に対してのみ盃を与える。この時、上使2人のうち、上席の上使より筆頭家老へ、次席の上使より次席家老へ、それぞれ盃を与える。なお、上使より家老に対してのみ盃を与えることについては、浜田城及び棚倉城のケース(城引き渡し方)では、先格の通りとしている。
- …先格により旅宿において軽料理を差し出す。

表2

幕府上使からの質問・請求項目 (天保7年4月19日)	棚倉藩の回答 (天保7年8月17日)
1. 棚倉城引き渡しの日限	すでに決定済み
2. 棚倉城引き渡しの惣役人中の姓名	別紙帳面1冊 ^(注1) を提出
3. 家臣の鎗印、惣人数の合印	別紙帳面1冊を提出
4. 棚倉城の絵図(控絵図も含めて2枚) 棚倉城の略図2枚 →上使2人の控えにする	2枚提出 1枚提出(上使2人のうち副使の分は、もう1枚作成して提出予定)
5. 棚倉城内の住居絵図2枚	1枚提出 ^(注2)
6. 棚倉城の建家坪数 城地の広さ(何町四方か?)	本丸の坪数…およそ1万4932坪3合 (堀・土橋を含む) 二の丸の坪数…およそ2万3565坪 (堀・土橋を含む) 本丸の建家坪数…およそ393坪7分5厘 城地…およそ4町35間四方 (本丸・二の丸を含む)
7. 城の高さ	平山城の高さ…西方およそ4丈8尺 (注水よりの見積り) 北・東・南は家中屋敷・町屋が続く
8. 堀の深さ、堀幅	本丸の堀の深さ…およそ4間 本丸の堀幅…18間或いは20間~37間 二の丸の堀の深さ…およそ3間2尺 二の丸の堀幅…7間~14間半
9. 弓・鉄砲狭間の数 ^(注3)	本丸の狭間…416 (内訳) 矢狭間…74 鉄砲狭間…342 二の丸の狭間…918 (内訳) 矢狭間…226 鉄砲狭間…692
10. 代々の城主	丹羽長重 内藤信照 内藤信良 内藤式信 太田資晴 松平武元

	小笠原長恭 小笠原長堯 小笠原長昌 井上正甫 井上正春
11. 築城者、縄張り	築城、及び縄張りは、丹羽長重
12. 城内の侍屋敷数、足軽屋敷数	侍屋敷…1軒（長屋門） 供長屋…1棟 戸・障子・畳等の帳面は棚倉において提出する予定
13. 城下の侍屋敷数、足軽屋敷数	侍屋 ^(ママ) 鋪…94軒（そのうち長屋門16軒） 侍屋敷…2棟 小役人屋敷…49軒 小役人長屋…24棟 足軽長屋…28棟（小頭長屋も含む） 足軽小頭屋敷…5軒 中間部屋…1軒
14. 堀まわり町数、城内の井戸数	堀まわり町数…18町20間 城内の井戸数…13ヶ所
15. 厩数、馬数	本丸厩…3疋立て1ヶ所 城下厩…11疋立て1ヶ所 10疋立て1ヶ所 馬数…20疋
16. 城下の人別、町数、牛馬数	別紙書付1通を提出
17. 城付武具、城米	城付武具…別紙書付2通を提出(控えを含む) 上使2人のうち副使の分は、別紙書付1通を提出 城米はない
18. 塩硝（火薬）員数	前々より城付の塩硝はない
19. 城中番所の交代人数と武器の員数	別紙帳面1冊を提出
20. (人数が) 交代する番所の名前	武具人数の別紙帳面に記して提出
21. 関所、自分関所、口留、津留番所 城下（より）近辺 ^{みちのり} への道法	別紙書付1通を提出 別紙書付1通を提出
22. 江戸より道中の日数、道法、泊休	別紙書付1通を提出
23. 棚倉領の3ヶ年物成平均、浮所務	別紙帳面1冊を提出
24. 棚倉領の郡村数	別紙書付1通を提出

25. 棚倉領において公儀より建てた制札、及び御法度書	公儀より建てた制札と御法度書はない 制札と御法度書は藩で建てたものである
26. 御朱印地の寺社、除地の寺社	別紙帳面1冊を提出
27. 公儀よりの伝馬・馬借	ない
28. 船着、船数	陸奥国菊多郡九面村…着船 常陸国多河郡平潟村…棹送船1艘 九面村…漁船9艘、棹送船4艘、廻船1艘 平潟村…漁船29艘、引船4艘
29. 巢鷹山	ない
30. 国外の知行所	近江国甲賀郡、蒲生郡（1万7546石）、野洲郡（6斗1升8合2夕7夕 ^(ママ) 〔オカ〕）
31. 切支丹類族	いない
32. 親類中への分地	ない
33. 御預ケ人	いない
34. 公儀囚人、牢舎の者	公儀囚人はいない 牢舎の者は2人いる（別紙書付を後に提出予定）
35. 地土、浪人	いない

（注1）家老以下54人の役職と氏名が記載されている。そのほか足軽・中間等108人は氏名は記載されず役職と人数のみが記載されている。

（注2）2枚提出を命じられていて、1枚しか提出していない理由は不詳である。

（注3）矢狭間と鉄砲狭間を区分している点や、鉄砲狭間の数が矢狭間の数の約4.6倍（本丸）、約3倍（二の丸）である点は注意される。これは、戦時において弓矢よりも鉄砲使用の頻度の方が高いことを示すものであろう。

表 3

【凡例】 ……浜田城引き渡しと棚倉城引き渡しのケースで日付が一致するもの

	浜田城引き渡しの ケース(天保7年)	棚倉城引き渡しの ケース(天保7年)
転封決定	3月12日	3月12日
↓		
幕府の上使決定	4月7日	4月7日
↓		
上使が城引き渡し大名へ書付等の提出を指示	4月19日	4月19日
↓		
上使と城引き渡し大名・受け取り大名との交渉	4月～8月	4月～9月
↓		
城引き渡しの日程を上使に対して上申	6月27日	6月27日
↓		
城引き渡しの日付が決定	7月2日	7月2日
↓		
城引き渡し大名が上使へ回答の書付等を提出	7月9日	8月17日
↓		
上使が将軍に暇乞	7月28日	9月15日
↓		
上使が現地に向けて江戸を発足	8月26日	9月21日
↓		
上使が現地に到着	9月25日	9月25日
↓		
上使が城を見分	9月26日	(9月26日カ)
↓		
上使の監督下において城を新城主の家臣に引き渡す(城引き渡しの実施)	9月27日	9月27日
↓		
上使が現地を発足	9月27日	9月27日
↓		
城受け取り大名と城引き渡し大名より月番老中に報告	10月10日	9月晦日(注1)
↓		
上使が江戸に帰着	10月24日	10月1日
↓		
上使が将軍に御目見	11月1日	10月15日

(注1) 棚倉城引き渡し大名である井上正春より月番老中へ報告したことは『天保七年陸奥国棚倉城請取一件』には記載されていない。ただし、井上正春より月番老中へ報告した可能性は高いと思われる。

The Acceptance of Mutsu-Tanakura Castle (陸奥国棚倉城) in Tenpo (天保) 7th year (1836)

SHIRAMINE Jun